

随意契約理由書

件名	東クリーンセンター真空ポンプ点検整備		
契約の相手方	新日造エンジ株式会社 関西営業所		
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当		
随意契約の理由			
東クリーンセンターは、市内から発生する一般廃棄物(可燃ごみ)を焼却処理するプラントで、全炉停止期間を除いて24時間連続稼動を行い、ごみ焼却と排熱を利用した発電を行う施設である。 真空ポンプは蒸気タービンや蒸気復水器の制御に深く密接し、蒸気タービン発電機の運転に必要不可欠な重要機器である。また、本設備の点検整備は安定したプラント運転を行うために必要な性能の維持に不可欠である。 本設備はプラントメーカーの要求仕様を受けて新日本造機(株)が独自の技術により設計・制作したものであり、構造の詳細や求められる性能等の技術情報の一切を同社で独占している。そのため、点検整備、試運転調整などの各業務についても、同社でなければ実施する事が出来ない。 なお、各業務の実施にあたり、同社は100%子会社である新日造エンジ(株)に全て委託しているため、上記業者を契約の相手方として随意契約を行うものである。			
担当部署 (問合せ先)	環境局東クリーンセンター (電話番号 078-452-4100)		